

一般社団法人 日本集団精神療法学会

倫理綱領

2006年3月24日 制定

2026年3月1日 改訂

前文

集団精神療法は、家族や組織、地域コミュニティなども含めたさまざまな集団を対象とし、その構成員である個人が自らの問題や人間関係、社会的な問題に対処し、自分らしく生きていくことを助けるための治療的、教育的支援方法である。実践される場や目的、具体的方法は多様であるが、共通するのは、すべての人間は等しく尊厳を持って扱われるべき存在であり、かつ他者とのかわりを通して学び成長する存在であるという基本的前提である。そのために安全で、協力的で、適度な凝集性のある空間を作り出すことを重視する点も共通しており、総称して集団療法とも呼ばれる。そこで、本綱領においても適宜、集団療法という語を用いることとする。

日本集団精神療法学会(以下、本学会という)は、さまざまな集団療法に携わる人々のための相互学習の場を提供することを通してグループサイコセラピストの育成を図るとともに、集団療法の理論と技法を深化・発展させ、個人の多様性と主体性を尊重する社会と文化の実現を目指す。

しかし、さまざまな人が集う集団においては、緊張や葛藤は避けられない。本学会会員(以下、会員という)は、日本の歴史における集団主義や集団的処遇に示された集団の負の側面をしっかりと認識し、対象者との関係だけでなく、教育研修での関係、職場の同僚や専門職同士の関係など、日々の活動の中に倫理的課題が常に存在することを自覚し、絶えず話し合い、専門職としての倫理的感受性と判断力を高めていくことが求められる。

本綱領は、倫理的課題の複雑さを念頭に、集団療法を実践するにあたっての価値観を提示するものである。倫理に関する考え方に恒久的・絶対的なものはない。本学会の考える倫理の本質や理想を常に問い返しつつ、どのようにしていけばよいかをその都度話し合い、会員一人一人が考え続けていくことが重要である。

本文

I. 会員は、すべての集団療法の対象者（以下、メンバーという）を一人の個人として尊重し、その人権を守る

人はそれぞれに多層的な社会的アイデンティティ（年齢、ジェンダー、性的指向、民族性、文化、宗教、職業、社会的地位、障害など）を持ち、それらが重なり合うところで多様な価値観が生まれ、気づかないうちに差別や偏見のもととなる。会員はそのことを認識し、メンバーの権利が侵害されていないか常に問い直し、その人らしくいられる環境を作り出すように努める。

それは、同僚についても同様であり、職位に関係なく、お互いの意見を尊敬し、意見が異なる場合でも話し合いによって理解しあうように努める。

II. 会員は、グループの場の安全を保障し、メンバーが安心して参加できる環境を整える

1. 会員はグループの目的と方法および参加条件を説明したうえで、メンバーが自らの意志で参加するかしないかを決定できるように努める。
2. メンバーに、自分自身に関することについて他者に知らせるかどうかを、自らが決定する権利があり、会員はそれを守る義務がある。これによって生まれる信頼感は、グループでの安全な自己開示をうながす要因にもなることから、治療的な意味もある。
3. ただし、この義務は絶対的なものでなく、メンバー自身もしくは他者に危険が及ぶ可能性がある場合は、この限りではない。だが、その判断にあたっては、治療的意味と社会的責任のバランスを慎重に考えて行う。また、適切な治療と継続的なケアを提供するために、メンバーの同意を得てメンバーに関する情報を同僚や他の専門家と共有することは合理的である。
4. 集団療法の外の個人的関係が集団療法の場に影響することがある。その場合は、グループプロセスの観点からその場で検討するよう努める。教育研修の場においても同様である。
5. 会員は、金銭や性に関する不適切な関与、あるいはメンバーに対する影響力を悪用して、メンバーの権利や尊厳を侵害してはならない。指導関係においても同様に、スーパーバイザーはスーパーバイジーに対して、専門的境界線を保つように注意する必要がある。

Ⅲ. 会員は、集団療法の学術的発展に常に関心を持つ

1. 集団療法の発展にとって、実践と研究は車の両輪のようなものである。会員は常にさまざまな情報に関心を持つ一方、自らも集団療法に関する知識及び技術の継続的な発展に貢献するように努める。
2. 研究を行う場合は、研究参加者に害や不利益をもたらさないように、本学会の定める研究倫理ガイドラインに沿って行う。

Ⅳ. 会員は、学びに対して常に開かれた姿勢を持ち、よい教育の循環に努める

1. 本学会は相互学習を基本としている。特定の指導者や組織自体が唯一の権威にならないよう、会員は常に率直に意見を言い合えるような組織づくりを心がける。
2. 会員は、自らの学びの機会として本学会の教育研修プログラムやスーパービジョンを積極的に活用する。また、教育研修プログラムなどの運営に関わることも集団療法について学ぶよい機会となる。
3. 会員は、日々の患者/クライアントや同僚とのかかわりから学ぶ姿勢を保ち続けるように努める。それは、集団療法の専門家を育てる上でも重要である。

Ⅴ. 会員は、社会的な課題にも集団療法の専門家としてかかわる姿勢を持つ。

会員は、広く社会に興味・関心を持ち、社会的な課題にも集団療法に関する専門知識やスキルを活かせるように努める。

Ⅵ. 会員は、自らのウェルビーイングに関心を持つとともに、組織のウェルビーイングを高めるように努める

1. 個人のウェルビーイングはグループにも影響を及ぼす。そのため、会員は自身や同僚の心身のウェルビーイングに注意を払い、治療やケアの継続性が維持できるよう努める。
2. 個人のウェルビーイングは組織のウェルビーイングや組織風土と連動し、相互に影響を及ぼし合う。そのため、会員は職場においてもそのことに関心を持ち、集団療法の専門知識を用いて、安心・安全な環境を作り出すことに努める。

<付記>

以上の内容は、会員が倫理的実践者あるいは研究者であろうとするために推奨される主体的な努力目標である。会員が、その趣旨に反する不適切な事象に気づいたときに、話し合うことで問題が解消されない、または、話し合いそのものが可能でない場合、学会に申立てることができる。学会としての対応は、「倫理規程」に定められている。